

<書評>

助産婦の戦後

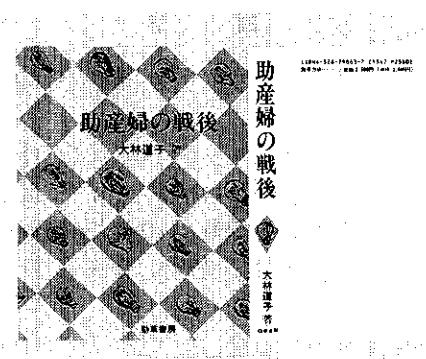
大林 道子著

20cm 330頁 勤草書房 1989年

戦後、産科学・助産学は、分娩の安全を第一目標としてきた。出産の場が家庭から施設へ、自然な出産への援助から監視と介入の出産へ、という変化の中で、「産む当事者である女性が疎外されている」とさえ言われる。出産介助の主役であった助産婦職も、そのあり方と業務形態に大きな変化を経験した。これらの変化の要因を、戦後の出産と助産婦の変遷の中から見いだし、助産婦の将来像を提言しているのが本書である。著者は女性問題研究者で、社会学・女性学の立場から看護職と社会を捉えている。

戦後、種々の社会制度の改革が行われたが、看護制度もその例に漏れなかった。この改革の路線を敷いたのが、GHQ公衆衛生福祉局であり、彼らが目指した改革の骨子は保健婦助産婦看護婦法の制定と職業団体（日本産婆看護婦保健婦協会、現在の日本看護協会）の創設であった。第1章・第2章では当時の資料を丹念に紐解くことによって、この改革の経緯をつまびらかにし、助産婦への影響を述べている。GHQナースたちの助産婦観と、1950年に発足した「看護制度審議会」の構成員の特徴—公衆衛生関係者に片より、アメリカ系の聖路加関係者（当時の日本の平均的看護婦とは働く場も教育水準も違っていた）に偏っていた—が、助産婦制度に特殊の影響を与えてしまったというのは、興味深く、領づけるものであろう。お産のあり方など日本の社会の中で自然発生的に出て定着してきた制度への視点が抜け落ちており、これがその後の施設分娩への増加とそれに伴う勤務助産婦の増加と相まって、妊娠婦と助産婦の主体性を著しく低めたのである。

第3章では、画期的な改革といわれた保健婦助産婦看護婦法（1948年制定）を、それ以前の制度と比較している。この法律の目的は「保健婦、助産婦及び看護婦の資質を向上し、医療及び公衆衛生の普及向上をはかる」とし、看護職として括る考え方を打ち出している。このため、保健婦・助産婦・看護婦は別々のコ



スで養成されていたが、保健婦、助産婦の資格を得るには、看護婦の資格をもつことが条件となった。入学資格、免許を受けることのできる者の資格をレベルアップし、厚生大臣が免許を与えることになった。旧規則では就業を条件とする業務免許で、3年間業務を営まない場合は登録を抹消されたが、新制度では、厚生省に登録後は終身資格が与えられる資格免許となつた。

社会状況・医療状況は大きく変化してきているが、この法律は制定後45年を経た現在まで大きな改正は行われず、免許更新制度もない。最近、看護教育の大学科が進んでいるが、助産学教育を4年間の看護の基礎教育課程に包含するのは難しく、1年の大学専攻科あるいは修士課程での教育が必要という意見もでてきている。

最終章では、助産の戦後を顧みて助産婦の将来像を述べている。開業助産婦衰退の要因を11項目上げ、説明しているが、この変化は必ずしも歴史的必然ではなかったとしている。著者は、助産婦は助産の最適の専門家であることを自覚すること、主体性をもって仕事ができるよう業務範囲の拡大に向かって努力すること、産む女性の立場に立つこと、等を勧めている。これらの記述は、これからを生きていく者にとって物足りなさを感じるかもしれないが、それを「あとがきにかえて」が十二分に補っている。

最初からじっくり読めれば、それに越したことはない。大先輩の若かりし頃の活躍ぶりも生き生きと伝わってくる。時間のない方には、後ろ1/3をまず読まれることを勧めたい。

岩澤和子（公衆衛生看護学部）